

各位

会社名 ヒューマン・アソシエイツ・ホールディングス株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 渡部 昭彦  
 (コード：6575、東証マザーズ)  
 問合せ先 取締役 CFO 管理部長 古屋 雄一郎  
 (TEL. 03-6747-4700)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月27日開催予定の当社第30回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2019年5月24日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2019年6月27日開催予定の当社第30回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第37条として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(削除)</u> <u>(3) 会計監査人</u>

<p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>第7条 (自己株式の取得)</p> <p><u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第21条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条 (員数)</p> <p>当社の取締役<u>(監査等委員である取締役は除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>第19条 (選任方法)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第20条 (任期)</p> <p>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>第24条 (取締役会の招集通知)  取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (議事録)  取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第29条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条 (員数)  <u>当社の監査役は、3名以内とし、監査役は会計に関する事項並びに業務に関する事項について監査する権限を有する。</u></p> <p>第32条 (選任方法)  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役に選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第23条 (取締役会の招集通知)  取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)  <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (議事録)  取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	--

<p><u>第 33 条 (任期)</u></p> <p><u>監査役に任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集)</u></p> <p><u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規定による。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、限定する</u></p>	(削除)

<p><u>契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新設) (新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>第31条 (監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第32条 (議事録)</u> <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第33条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第<u>39条</u>～第<u>40条</u> (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第<u>34条</u>～第<u>35条</u> (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算 第<u>41条</u> (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第<u>36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第37条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
<p>第<u>42条</u> (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> (新設)</p>	<p>第<u>38条</u> (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第<u>43条</u> (中間配当)</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則 (新設)</p>	<p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、第30回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(木)

定款変更の効力発生日 2019年6月27日(木)

以 上